

酒類の提供を行う飲食店 カラオケ店 のみなさまへ

STOP! COVID-19

# 営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金のご案内

23区内  
多摩地域

令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分 申請受付要項

申請  
受付期間

令和3年1月26日(火)～2月26日(金)

専用  
ポータルサイト

<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/dec/index.html>  
オンライン申請の場合は、このポータルサイトから申請してください。



# 協力金の対象となる23区及び多摩地域の各市町村の 「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

## 注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示など、他の要件を満たしていることも必要です。

## 23区及び多摩地域の各市町村の【酒類の提供を行う飲食店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していた酒類を提供する飲食店ですか？

いいえ



はい



令和2年12月18日から令和3年1月7日までの間  
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ



令和2年12月18日から令和3年1月7日までの間  
終日酒類の提供をやめましたか？

いいえ



はい



### 協力金の対象外

- 例1 従来から酒類提供20時・営業21時まで  
例2 時短後、酒類提供22時・営業23時まで

### 協力金の対象

- 例3 時短後、酒類提供20時・営業22時まで  
例4 酒類提供を終日やめ、営業23時まで

## 23区及び多摩地域の各市町村の【カラオケ店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していたカラオケ店ですか？

いいえ



はい



令和2年12月18日から令和3年1月7日までの間  
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ



はい

### 協力金の対象外

- 例1 従来から営業21時まで  
例2 時短後、営業24時まで

### 協力金の対象

- 例3 時短後、営業22時まで

## 協力金を申請する



3ページをご覧ください

### 東京都の営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金の 支給決定通知をお持ちの方

東京都の営業時間短縮に係る  
感染拡大防止協力金の  
「8月実施分」若しくは「9月実施分」  
又は「11月28日～12月17日実施分」  
いずれかの支給決定通知が届いている

はい

東京都の営業時間短縮に係る  
感染拡大防止協力金で支給決定  
された店舗と同じ店舗で申請する

はい

#### 〈準備する書類〉

<input checked="" type="checkbox"/>	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書(令和2年12月18日～令和3年 1月7日実施分) <b>別紙1-1</b>
<input checked="" type="checkbox"/>	誓約書 <b>別紙2</b>
<input checked="" type="checkbox"/>	営業に必要な許可等を取得している ことがわかる書類(写し)
<input checked="" type="checkbox"/>	酒類の提供を行っていたことがわかる 書類(写し) ※ 飲食店のみ必要(カラオケ店は不要)
<input checked="" type="checkbox"/>	営業時間短縮(または飲食店における 酒類の終日提供中止)の状況が わかる書類
<input checked="" type="checkbox"/>	「感染防止徹底宣言ステッカー」を 店舗に掲示している写真
<input checked="" type="checkbox"/>	本人確認書類(写し)
<input checked="" type="checkbox"/>	支払金口座振替依頼書 <b>別紙3</b> ※ 郵送・持参の場合必要

いいえ

いいえ



10ページをご覧ください

### 今回初めて 東京都の営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金を申請する方

#### 〈準備する書類〉

4月・5月の休業等の要請に係る協力金の  
支給決定通知のみお持ちの場合は、下記  
の書類の準備が必要となります。

<input checked="" type="checkbox"/>	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書(令和2年12月18日～令和3年 1月7日実施分) <b>別紙1-2</b>
<input checked="" type="checkbox"/>	誓約書 <b>別紙2</b>
<input checked="" type="checkbox"/>	営業活動を行っていることが わかる書類(写し)
<input checked="" type="checkbox"/>	営業に必要な許可等を取得している ことがわかる書類(写し)
<input checked="" type="checkbox"/>	酒類の提供を行っていたことがわかる 書類(写し) ※ 飲食店のみ必要(カラオケ店は不要)
<input checked="" type="checkbox"/>	営業時間短縮(または飲食店における 酒類の終日提供中止)の状況が わかる書類
<input checked="" type="checkbox"/>	「感染防止徹底宣言ステッカー」を 店舗に掲示している写真
<input checked="" type="checkbox"/>	本人確認書類(写し)
<input checked="" type="checkbox"/>	支払金口座振替依頼書 <b>別紙3</b> ※ 郵送・持参の場合必要



準備する書類が整ったら協力金の申請へ（オンライン 又は 郵送等）

必要書類がそろっているかチェックしてください

# 申請書類について

## 東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方

### 1 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書(令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分) 別紙1-1

(※) オンライン申請の場合は、4ページ及び(2店舗以上の場合は)5ページ全体をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。

(※) 支給決定通知に記載の申込番号は、**東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の8月実施分**若しくは**9月実施分又は11月28日～12月17日実施分**のものをご記入ください。複数お持ちの方は、直近の番号をご記入ください。4月・5月の休業要請等に係る協力金の支給決定通知に記載の申込番号は記入しないでください。

### 2 誓約書 別紙2

(※) オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。

(※) 誓約書の最下部にある代表者職・氏名欄は、**必ず自署**でお願いします(ゴム印等の使用不可)。

### 3 営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類(写し)

#### ■(例) 飲食店営業許可



(※) 営業に必要な許可等の無い業種は提出不要

(※) カラオケ店として申請される店舗についても飲食店営業を行っている店舗については、必ず飲食店営業許可の写しをご提出ください。

### 4 酒類の提供を行っていたことがわかる書類(写し) ※飲食店のみ(カラオケ店は不要)

#### ■(例) メニュー、酒類の仕入伝票 等



(※) 申請する店舗の名称が明記された書類をご提出ください。

仕入伝票 2020年 Q1月 01					
居酒屋○○ 渋谷店 様					
品名	数量	単価	合計(税込)	税込	備考
ビール	3	4,600	14,400	14,400	
焼酎	12	900	10,800	10,800	
合計			25,200	25,200	

### 5 営業時間短縮(または飲食店における酒類の終日提供中止)の状況が確認できる書類

#### ■(例) 営業時間短縮等を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM 等



(※) 申請する店舗の名称や営業時間短縮等の状況(営業時間の変更など)が明記された書類をご提出ください。複数店舗について申請される場合は、それぞれの店舗ごとにご提出ください。

### 6 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真



(※) 「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、**店舗に掲示している**ことが明確にわかる写真をご提出ください。複数店舗について申請される場合は、それぞれの店舗ごとにご提出ください。

# 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）申請書

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る  
感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 年 月 日

## 1 申請者の情報

### 法人の方

所在地	〒	-	都・道 府・県	区・市 町・村
フリガナ	代表者職名			
法人名	代表者氏名			
法人番号				

### 個人事業主の方

住所	〒	-	都・道 府・県	区・市 町・村
フリガナ	明治・大正・昭和・平成			
氏名	生年月日	年	月	日

日中連絡が 取れる方	フリガナ	氏名	電話番号	
---------------	------	----	------	--

## 2 申請状況

申請状況	<input type="checkbox"/> 東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の8月実施分若しくは9月実施分又は11月28日～12月17日実施分で支給決定された店舗と申請する店舗が同じであり、支給決定通知を持っています。※チェックを入れてください。
申込番号	※8月実施分若しくは9月実施分又は11月28日～12月17日実施分の支給決定通知に記載の申込番号（6桁又は7桁）を左詰めでご記入ください。

※申請店舗が異なる場合又は東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（8月実施分若しくは9月実施分又は11月28日～12月17日実施分）の支給決定通知をお持ちでない場合は、「今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方」用の申請書をご利用ください。

※支給決定通知を複数お持ちの方は、直近の番号をご記入ください。

## 3 営業時間短縮等を行った店舗の情報

基本情報	フリガナ	所在地
店舗名称		区・市 町・村
取組 内容	<input type="checkbox"/> ステッカーの 掲示	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックを入れてください。

取組 内容	酒類の提供を行う飲食店の方	※どちらかに必ずチェックを入れてください。
営業時間の 短縮	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。	
酒類提供の 終日中止	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。	

カラオケ店の方	飲食店営業許可書	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	※「飲食店営業許可書」のあり／なしのいずれか一方のチェックボックスと「営業時間の短縮」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。
営業時間の 短縮	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。		

※23区及び多摩地域の各市町村の店舗に限ります。



#### 4 営業時間短縮等を行った店舗の情報（2か所目以降）

基本情報	フリガナ	所在地
店舗名称		区・市 町・村
取組内容	ステッカーの掲示	※必ずチェックを入れてください。
<b>酒類の提供を行う飲食店の方</b> ※どちらかに必ずチェックを入れてください。		
営業時間の短縮	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。	
酒類提供の終日中止	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。	
<b>カラオケ店の方</b> 飲食店営業許可書 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※「飲食店営業許可書」のあり／なしのいずれか一方のチェックボックスと「営業時間の短縮」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。		
営業時間の短縮	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。	

※ 2か所目以降も23区及び多摩地域の各市町村の店舗に限ります。

※ 3か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

※ 2か所目以降をご協力いただいた場合も支給金額は変わりませんが、協力店舗として公表させていただきます。

○ 剪り取ってご使用ください



# 東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方

- 「8月実施分」若しくは「9月実施分」又は「11月28日～12月17日実施分」のいずれかの東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方用の申請書です。
- これまでの時短協力金を申請中の方で、いずれの回の支給決定通知もお持ちでない方は、支給決定通知がお手元に到着するまでお待ちいただくか、締切に間に合わないようであれば、「今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方」用の様式でご申請ください。
- また、これまでの時短協力金の支給決定通知をお持ちの場合でも、協力金の支給決定後に申請企業の情報や対象店舗の情報に変更があった場合には、支給の対象とならない場合があります。

## 記入例

東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方

別紙1-1

**営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）申請書**

東京都知事 殿  
東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 3 年 1 月 26 日

**1 申請者の情報**

法人の方	
所在地	〒163-8001 東京都 新宿 区 西新宿2-8-1
フリガナ	カブシキガイシャトヨウサンギョウ
法人名	株式会社都庁産業
法人番号	1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
個人事業主の方	
住所	〒 都・道・府・県 区・市・町・村
フリガナ	2
氏名	3 明治・大正・昭和・平成 年 月 日
日中連絡が取れる方	4 フリガナ シンジュク ジロウ 氏名 新宿 二郎
電話番号	03-1234-5678
2 申請状況	
申請状況	5 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の8月実施分若しくは9月実施分又は11月28日～12月17日実施分で支給決定された店舗と申請する店舗が同じであり、支給決定通知を持っています。※チェックを入れてください。
申込番号	6 1 2 3 4 5 6 7 ※8月実施分若しくは9月実施分又は11月28日～12月17日実施分の支給決定通知に記載の申込番号（6桁又は7桁）を左詰めでご記入ください。
※申請店舗が異なる場合又は東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（8月実施分若しくは9月実施分又は11月28日～12月17日実施分）の支給決定通知をお持ちでない場合は、「今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方」用の申請書をご利用ください。 ※支給決定通知を複数お持ちの方は、直近の番号をご記入ください。	
3 営業時間短縮等を行った店舗の情報	
基本情報	フリガナ イザカヤマルマルシンジュケン 7 所在地 店舗名称 居酒屋●●新宿店
取組内容	8 <input checked="" type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックを入れてください。
酒類の提供を行う飲食店の方	※どちらかに必ずチェックを入れてください。 9 <input type="checkbox"/> 営業時間の短縮 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。
10 <input checked="" type="checkbox"/> 酒類提供の終日中止 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。	
カラオケ店の方	飲食店営業許可書 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※「飲食店営業許可書」のあり／なしのいずれか一方のチェックボックスと「営業時間の短縮」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。
営業時間の短縮	10 <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。
※23区及び多摩地域の各市町村の店舗に限ります。	

### ① 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を必ず記入してください。

### ② 氏名（個人事業主の方）

個人事業主の方は、氏名欄に「屋号」ではなく、申請者の方の個人名を記入してください。

### ③ 生年月日

必ず和暦で記入してください。

### ④ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください。事務局から申請に関するお問い合わせをすることがあります。

### ⑤ 申請状況

必ずチェックを記入してください。

### ⑥ 申込番号（6桁又は7桁）

これまでの時短協力金の支給決定通知に記載の申込番号を左詰めで記入してください。WEBは4・8・9のいずれかから始まる6桁、郵送は2・3・4・6・7・8のいずれかから始まる7桁です。これまでの時短協力金の支給決定通知を複数お持ちの方は、直近の番号をご記入ください。

### ⑦ 所在地

店舗がある区市町村名を記入してください。

### ⑧ ステッカーの掲示

（ステッカーを掲示のうえ）  
必ずチェックを記入してください。

### ⑨ 23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店の方

必ずどちらかにチェックを記入してください。

### ⑩ 23区及び多摩地域の各市町村のカラオケ店の方

必ずチェックを記入してください。

記入例

東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方

別紙1-1

4 営業時間短縮等を行った店舗の情報（2か所目以降）		
基本情報	11 フリガナ カラオケマルマルキチヨウジテン 店舗名称 カラオケ●・吉祥寺店	所在地 武蔵野 市
取組内容	ステッカーの掲示 12 ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックを入れてください。	
取組内容	酒類の提供を行う飲食店の方 13 ※どちらかに必ずチェックを入れてください。 営業時間の短縮 <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。	
取組内容	酒類提供の終日中止 13 ※どちらかに必ずチェックを入れてください。 □ 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。	
カラオケ店の方	飲食店営業許可書 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※「飲食店営業許可書」のあり／なしのいずれか一方のチェックボックスと「営業時間の短縮」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。	
取組内容	営業時間の短縮 14 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。	

※ 2か所目以降も23区及び多摩地域の各市町村の店舗に限ります。  
 ※ 3か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。  
 ※ 2か所目以降をご協力いただいた場合も支給金額は変わりませんが、協力店舗として公表させていただきます。

## ⑪ 基本情報

2か所以上の店舗を申請する場合には、記入してください。

## ⑫ ステッカーの掲示

（ステッカーを掲示のうえ）  
必ずチェックを記入してください。

## ⑬ 23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店の方

必ずどちらかにチェックを記入してください。

## ⑭ 23区及び多摩地域の各市町村のカラオケ店の方

必ずチェックを記入してください。

## 誓約書

私は、東京都の営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

### 記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています（既に提出しました）。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

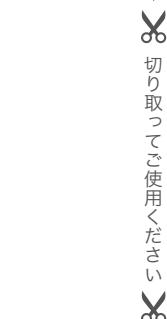
以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所 在 地	_____
法 人 名	_____
代表者職・氏名	_____

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。



## 誓約書

別紙2

私は、東京都の営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

## 記

- 申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- 東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しております、それを証明するものを添付しています（既に提出しました）。
- 私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- 代表者、役員又は使用者その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

以上

令和3年1月26日

東京都知事殿

所 在 地	① 東京都新宿区西新宿2-8-1
法 人 名	② 株式会社都房産業
代表者職・氏名	③ 代表取締役社長 東京 太郎

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

## 注意

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

## ① 所在地

法人の場合は会社の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。

## ② 法人名

個人事業主の場合は、記入しないでください。

## ③ 代表者名

個人事業主の場合は、個人事業主名を記入してください。

# 申請書類について

今回初めて東京都の営業時間短縮に係る  
感染拡大防止協力金を申請する方

## 1 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書(令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分) 別紙1-2

(※) オンライン申請の場合は、13ページ及び(2店舗以上の場合は)14ページ全体をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。

(※) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金について初めての申請でなくても8月実施分、9月実施分及び11月28日～12月17日実施分のいずれについても支給決定通知をお持ちでない方はこちらをご使用ください。

## 2 誓約書 別紙2

(※) オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。

(※) 誓約書の最下部にある代表者職・氏名欄は、必ず自署でお願いします(ゴム印等の使用不可)。

## 3 要請の開始日(令和2年12月18日)より前から営業活動を行っていることがわかる書類 (次の(1)及び(2)の書類が全て必要となります。)

### (1) 営業活動を行っていることがわかる書類(写し)

#### ■ 税務署の受付印が押印された直近の確定申告書【控え】又は住民税申告書【控え】

(※) 確定申告書は、電子申告の場合は申告書【控え】に加え、「受付結果(受信通知)」又は「申告書等送信票(兼送付書)」が必要です。

書面申告の場合は税務署の受付印があるものが必要です。

(※) 住民税申告書は、電子申告の申告受付完了通知又は受付印のあるものが必要です。

(※) 税務署等の受付印がない場合、これから受付印を受領することはできません。

#### 確定申告書等がない場合 又は申告書等に受付印がない場合

次の書類が必要となります。

- 法人設立設置届出書、開業届又は現在事項証明書(直近3か月以内のもの)
- 月末締め帳簿など(直近3か月以内のもの)



売上データ



手書きの売上帳  
のコピー

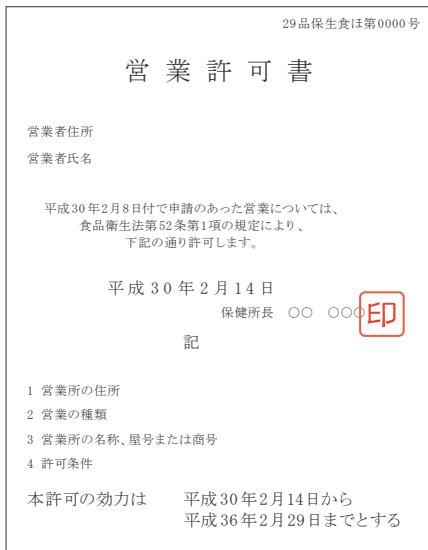
#### 複数の店舗を申請する場合

#### ■ 申請する店舗ごとの外景(社名や店舗名入り)及び内景の写真、帳簿など



### 3 (2) 営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類(写し)

#### ■(例)飲食店営業許可



(※) 営業に必要な許可等の無い業種は提出不要  
(※) カラオケ店として申請される店舗についても飲食店営業を行っている店舗については、必ず飲食店営業許可の写しをご提出ください。

### 4 酒類の提供を行っていたことがわかる書類(写し) ※飲食店のみ(カラオケ店は不要)

#### ■(例)メニュー、酒類の仕入伝票 等



(※) 申請する店舗の名称が明記された書類をご提出ください。

仕入伝票 2020年〇月〇日				
居酒屋〇〇〇 渋谷店 様 承認印 係印				
品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	摘要
ビール	3	4,800	14,400	
焼酎	12	900	10,800	
合計			25,200	

### 5 営業時間短縮(または飲食店における酒類の終日提供中止)の状況が確認できる書類

#### ■(例) 営業時間短縮等を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM 等



(※) 申請する店舗の名称や営業時間短縮等の状況(営業時間の変更など)が明記された書類をご提出ください。

複数店舗について申請される場合は、それぞれの店舗ごとにご提出ください。

## 6 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真



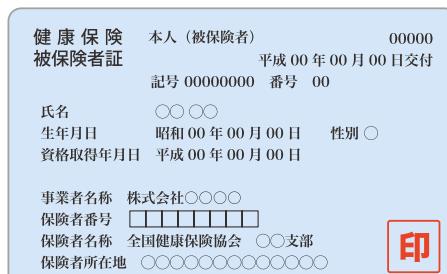
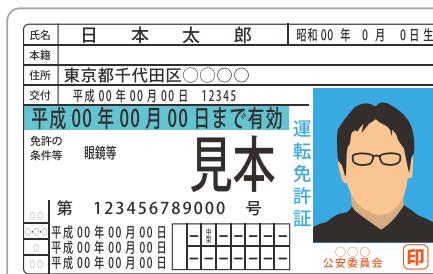
(※) 「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、**店舗に掲示している**ことが明確にわかる写真をご提出ください。複数店舗について申請される場合は、それぞれの店舗ごとにご提出ください。

## 7 本人確認書類(写し)

(※) 現住所等が裏面記載の場合は裏面も含む

(※)マイナンバーが記載されている書類は不可(マイナンバーカードの写しは表面のみ提出であれば可)

■(法人) 法人代表者の運転免許証、保険証等 ■(個人) 運転免許証、保険証等



## 8 支払金口座振替依頼書 別紙3

(※)郵送又は持参による申請の場合必要となります。

# 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）申請書

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る  
感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

## 1 申請者の情報

法人の方					
所在地	〒	都・道・府・県	区・市・町・村		
フリガナ	代表者職名				
法人名	代表者氏名				
中小企業者であることの確認	資本金 (又は出資金)	万円	中小企業基本法 上の業種	常時雇用する 従業員数	人
法人番号					

個人事業主の方					
住所	〒	都・道・府・県	区・市・町・村		
フリガナ	生年月日			明治・大正・昭和・平成	
氏名	年	月	日		

※個人事業主の方は、「住所」欄には、添付の本人確認書類記載の住所を記入してください。

日中連絡が取れる方	フリガナ	電話番号
	氏名	

## 2 営業時間短縮等を行った店舗の情報

基本情報					
フリガナ					
店舗名称					
住所	東京都	区・市・町・村			
電話番号			特記事項		

取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックを入れてください。
------	----------	---

酒類の提供を行う飲食店の方					
※どちらかに必ずチェックを入れてください。					
取組内容	営業時間の短縮	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。			
	酒類提供の終日中止	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。			
カラオケ店の方 飲食店営業許可書 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※「飲食店営業許可書」のあり／なしのいずれか一方のチェックボックスと「営業時間の短縮」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。					
営業時間の短縮 <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。					

※23区及び多摩地域の各市町村の店舗に限ります。



### 3 営業時間短縮等を行った店舗の情報（2か所目以降）

基本情報	フリガナ			
	店舗名称			
	住所	東京都	区・市 町・村	
	電話番号		特記事項	
取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックを入れてください。		
<b>酒類の提供を行う飲食店の方</b> ※どちらかに必ずチェックを入れてください。				
取組内容	営業時間の短縮	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月 <input type="checkbox"/> 18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。		
	酒類提供の終日中止	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月 18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。		
<b>カラオケ店の方</b> 飲食店営業許可書 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし      ※「飲食店営業許可書」のあり／なしのいずれか一方のチェックボックスと「営業時間の短縮」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。				
営業時間の短縮 <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。				

※ 2か所目以降も23区及び多摩地域の各市町村の店舗に限ります。

※ 3か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

※ 2か所目以降をご協力いただいた場合も支給金額は変わりませんが、協力店舗として公表させていただきます。



今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方

別紙1-2

**営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）申請書**

東京都知事 殿  
東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 3 年 1 月 26 日

**1 申請者の情報**

<b>法人の方</b>			
所在地	〒163-8001 東京都 新宿区 西新宿2-8-1		
フリガナ	カブシキガイシャトヨウサンギョウ	代表者職名	代表取締役社長
法人名	株式会社都庁産業	代表者氏名	東京 太郎
中小企業者であるごとの確認	資本金 ① 100 万円	中小企業基本法上の業種 ② サービス業	常時雇用する従業員数 ③ 15 人
法人番号	④ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		

**個人事業主の方**

住所	〒 - 都・道・府・県 区・市・町・村
フリガナ	⑤ 明治・大正・昭和・平成
氏名	生年月日 ⑥ 氏名

※個人事業主の方は、「住所」欄には、添付の本人確認書類記載の住所を記入してください。

日中連絡が取れる方	⑦ フリガナ シンジュク ジロウ	電話番号	03-1234-5678
-----------	------------------	------	--------------

**2 営業時間短縮等を行った店舗の情報**

<b>基本情報</b>		
フリガナ	イザカヤマルマルシンジュクテン	
店舗名称	居酒屋●●新宿店	
住所	東京都 新宿区 新宿0-0-0	
電話番号	03-1234-5678	特記事項

取組内容 取組内容 ⑧ ステッカーの掲示  ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。  
※必ずチェックを入れてください。

<b>酒類の提供を行う飲食店の方</b>		※どちらかに必ずチェックを入れてください。
営業時間の短縮	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月 ⑨ 18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。	
酒類提供の終日中止	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月 ⑩ 18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。	
<b>カラオケ店の方</b>		飲食店営業許可書 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
営業時間の短縮	※「飲食店営業許可書」のあり／なしのいずれか一方のチェックボックスと「営業時間の短縮」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。	
カラオケ店の方	⑪ 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。	

※23区及び多摩地域の各市町村の店舗に限ります。

**1 資本金**

NPO等で資本金・出資金がない場合は、不要です。

**2 中小企業基本法上の業種**

中小企業基本法上の中小企業者であることがわかるデータ等を記載してください（サービス業など）。

NPO等は、類似する業種を記載してください。

**3 法人番号**

法人の場合は13桁の法人番号を必ず記入してください。

**4 氏名（個人事業主の方）**

個人事業主の方は、氏名欄に「屋号」ではなく、申請者の方の個人名を記入してください。

**5 生年月日**

必ず和暦で記入してください。

**6 日中連絡先**

日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください。事務局から申請に関するお問い合わせをすることがあります。

**7 ステッカーの掲示**

（ステッカーを掲示のうえ）必ずチェックを記入してください。

**8 23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店の方**

必ずどちらかにチェックを記入してください。

**9 23区及び多摩地域の各市町村のカラオケ店の方**

必ずチェックを記入してください。

今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方								
別紙1-2								
<b>3 営業時間短縮等を行った店舗の情報（2か所目以降）</b>								
<b>基本情報</b> <b>10</b>	フリガナ	カラオケマルマルキチショウジテン						
	店舗名称	カラオケ●●吉祥寺店						
	住所	東京都	武蔵野	市	吉祥寺本町0-0-0			
電話番号	03-1234-5678		特記事項					
取組内容	<input checked="" type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックを入れてください。							
<b>酒類の提供を行う飲食店の方</b> ※どちらかに必ずチェックを入れてください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">営業時間の短縮 <b>12</b></td> <td> <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜2時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜2時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。         </td> </tr> <tr> <td>酒類提供の終日中止</td> <td> <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜2時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。         </td> </tr> </table>					営業時間の短縮 <b>12</b>	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜2時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜2時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。	酒類提供の終日中止	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜2時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。
営業時間の短縮 <b>12</b>	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜2時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜2時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。							
酒類提供の終日中止	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜2時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。							
カラオケ店の方	飲食店営業許可書	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	※「飲食店営業許可書」のあり／なしいずれか一方のチェックボックスと「営業時間の短縮」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。				
営業時間短縮 <b>13</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜2時から翌朝5時まで）に営業していたが、令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）までは、朝5時から夜2時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。							

※ 2か所目以降も23区及び多摩地域の各市町村の店舗に限ります。  
 ※ 3か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。  
 ※ 2か所目以降をご協力いただいた場合も支給金額は変わりませんが、協力店舗として公表させていただきます。



**10 基本情報・業態等**

2か所以上の店舗を申請する場合には、記入してください。

**11 ステッカーの掲示**

(ステッカーを掲示のうえ)  
必ずチェックを記入してください。

**12 23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店の方**

必ずどちらかにチェックを記入してください。

**13 23区及び多摩地域の各市町村のカラオケ店の方**

必ずチェックを記入してください。

## 誓約書

私は、東京都の営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

### 記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています（既に提出しました）。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

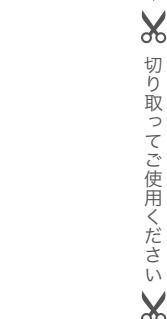
以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所 在 地	_____
法 人 名	_____
代表者職・氏名	_____

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。



## 誓約書

別紙2

私は、東京都の営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

## 記

- 申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- 東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防  
止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審  
査等において利用することに同意します。
- 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しております、それを証明するものを添付しています（既に提出しました）。
- 私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

以上

令和3年1月26日

東京都知事殿

所 在 地	① 東京都新宿区西新宿2-8-1
法 人 名	② 株式会社都房産業
代表者職・氏名	③ 代表取締役社長 東京 太郎

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

## 注意

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

## ① 所在地

法人の場合は会社の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。

## ② 法人名

個人事業主の場合は、記入しないでください。

## ③ 代表者名

個人事業主の場合は、個人事業主名を記入してください。

## 支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

別紙3

令和3年1月26日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）は口座振替により受領することを希望します。については、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

1

住所 東京都新宿区西新宿2-8-1

依頼人 (連絡先電話番号 03(1234)5678)

氏名 株式会社都庁産業 代表取締役社長 東京 太郎 印

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

2

3

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
都庁 銀行・信用金庫 信用組合・農協	新宿 本店 支店	00000000	1	100000001
口座名義人（カタカナ） 30文字まで				カ) トチヨウサンギョウ

4

\* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 1普通、2当座、4貯蓄

## ご注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座に限ります。）
- 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。



## ① 依頼人

- 協力金申請書・誓約書と同一の住所・氏名・電話番号を記入してください。
- 法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
- 押印をしてください（法人の代表者印など）。

## ③ 預金種目

- 預金種目は次のコードを入力願います。  
1普通、2当座、4貯蓄

## ② 振込先金融機関・支店名・口座番号

- 金融機関は東京都公金収納取扱金融機関のみご利用可能です。
- 金融機関コードはP21をご確認ください。
- ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

## ④ 口座名義人（左詰めで記入）

- 預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。  
英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。
- カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

## 支払金口座振替依頼書

別紙3

(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）は口座振替により受領することを希望します。については、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 住 所  
(連絡先電話番号 ( ))  
氏 名

印

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

 切り取つてご使用ください  


\* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

### 二、注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
  - 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。 (法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
  - 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。



# 金融機関コード

※以下に記載のない金融機関には振込できません。ご注意ください。

コード	金融機関名
0001	みずほ銀行
0010	りそな銀行
0009	三井住友銀行
0005	三菱UFJ銀行

## 信託銀行

コード	金融機関名
0300	SMBC信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行
0289	みずほ信託銀行
0294	三井住友信託銀行

## その他の銀行等

コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行
0397	新生銀行
0033	ジャパンネット銀行
0401	シティバンク、エヌ・エイ
2963	中央労働金庫
2004	商工組合中央金庫
0036	楽天銀行
9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び 山梨県内に所在する ゆうちょ銀行及び郵便局

コード	金融機関名
0542	愛知銀行
0129	足利銀行
0174	伊予銀行
0183	大分銀行
0185	鹿児島銀行
0509	北日本銀行
0137	きらぼし銀行
0522	京葉銀行
0179	佐賀銀行
0175	四国銀行
0125	七十七銀行
0153	十六銀行
0181	十八親和銀行
0532	大光銀行
0514	大東銀行
0134	千葉銀行
0168	中国銀行
0126	東邦銀行
0517	栃木銀行
0534	富山第一銀行
0190	西日本シティ銀行
0182	肥後銀行
0169	広島銀行
0513	福島銀行
0501	北洋銀行
0146	北國銀行
0562	みなど銀行
0569	もみじ銀行
0142	山梨中央銀行

コード	金融機関名
0117	青森銀行
0172	阿波銀行
0123	岩手銀行
0152	大垣共立銀行
0159	関西みらい銀行
0163	紀陽銀行
0508	きらやか銀行
0578	高知銀行
0167	山陰合同銀行
0149	静岡銀行
0151	清水銀行
0121	莊内銀行
0150	スルガ銀行
0546	第三銀行
0164	但馬銀行
0135	千葉興業銀行
0131	筑波銀行
0124	東北銀行
0166	鳥取銀行
0543	名古屋銀行
0143	八十二銀行
0155	百五銀行
0147	福井銀行
0141	北越銀行
0144	北陸銀行
0154	三重銀行
0184	宮崎銀行
0122	山形銀行
0138	横浜銀行

コード	金融機関名
0119	秋田銀行
0161	池田泉州銀行
0576	愛媛銀行
0188	沖縄銀行
0191	北九州銀行
0158	京都銀行
0128	群馬銀行
0017	埼玉りそな銀行
0157	滋賀銀行
0538	静岡中央銀行
0130	常陽銀行
0512	仙台銀行
0140	第四銀行
0178	筑邦銀行
0544	中京銀行
0526	東京スター銀行
0516	東和銀行
0145	富山銀行
0162	南都銀行
0525	東日本銀行
0173	百十四銀行
0177	福岡銀行
0120	北都銀行
0116	北海道銀行
0118	みちのく銀行
0133	武蔵野銀行
0170	山口銀行
0187	琉球銀行

## 信用金庫

コード	金融機関名
1000	信金中央金庫
1327	足立成和信用金庫
1283	川崎信用金庫
1336	西京信用金庫
1282	湘南信用金庫
1345	昭和信用金庫
1348	世田谷信用金庫
1321	東栄信用金庫
1311	東京シティ信用金庫
1253	飯能信用金庫
1280	横浜信用金庫

コード	金融機関名
1252	青木信用金庫
1358	青梅信用金庫
1305	興産信用金庫
1310	さわやか信用金庫
1344	城南信用金庫
1356	巣鴨信用金庫
1352	瀧野川信用金庫
1349	東京信用金庫
1320	東京東信用金庫
1346	目黒信用金庫

コード	金融機関名
1303	朝日信用金庫
1323	亀有信用金庫
1326	小松川信用金庫
1319	芝信用金庫
1351	城北信用金庫
1341	西武信用金庫
1360	多摩信用金庫
1333	東京三協信用金庫
1262	東京ベイ信用金庫
1386	山梨信用金庫

## 農業協同組合

コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合
5055	東京南農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合
5070	マインズ農業協同組合
5095	世田谷日黒農業協同組合
5094	東京中央農業協同組合
5077	東京みらい農業協同組合
5030	西東京農業協同組合
5060	町田市農業協同組合
5097	東京あおば農業協同組合
5072	東京みどり農業協同組合
5087	東京むさし農業協同組合
5050	八王子市農業協同組合
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び 小笠原島代理店

## 信用組合

コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会
2241	共立信用組合
2243	七島信用組合
2254	第一勵業信用組合
2215	東京証券信用組合
2210	東浴信用組合
2211	文化産業信用組合

コード	金融機関名
2060	あすか信用組合
2271	警視庁職員信用組合
2231	青和信用組合
2248	大東京信用組合
2274	東京消防信用組合
2235	中ノ郷信用組合

コード	金融機関名
2226	東信用組合
2229	江東信用組合
2202	全東栄信用組合
2224	東京厚生信用組合
2276	東京都職員信用組合
2277	ハナ信用組合

# 協力金の概要

**趣旨** 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京都は、23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の皆様に営業時間の短縮へのご協力をお願いいたしました。この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮に協力いただける中小企業、個人事業主等の皆様に対して、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

**支給額** 一事業者当たり、一律 **84万円**（2つ以上の店舗で営業時間の短縮に取り組む事業者も同額）  
※店舗の所在地が23区及び多摩地域の各市町村ではない場合は、協力金の対象とはなりません。

## 申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間 令和3年1月26日（火曜日）から令和3年2月26日（金曜日）まで

(2) 申請受付方法

**オンライン** 本協力金のポータルサイトから提出できます。

(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/dec/index.html>

なお、2月26日（金曜日）23時59分までに送信を完了してください。

※申請が完了した場合には、登録したメールアドレス宛に「完了通知メール」が届きます。

**持参** 申請書類を都税事務所・支所庁舎内に設置した専用ボックスに投函することで提出ができます。封筒に、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）申請書類在中」と明記してください。

(都税事務所・支所所在地) <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>

開庁時間は、8時30分から17時00分まで（土、日、祝日を除く）となります。2月26日（金曜日）の17時00分までに投函してください。なお、対面での受付・説明は行いません。ご不明な点はP24『本協力金に関する問合せ先』で対応させていただきます。

**郵送** 申請書類を次の宛先に郵送することで提出ができます。なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。2月26日（金曜日）の消印有効です。

P30記載の郵送申請用ラベルに必要事項を記入のうえ、封筒に貼り付け、切手を貼付して郵送してください。

※郵送申請用ラベルは切り取ってご使用ください。

※これまでの協力金の郵送先と異なりますので、ご留意ください。

※差出人の住所・氏名・電話番号を必ず記載してください。

**【宛先】** 〒130-8790

日本郵便株式会社 本所郵便局 私書箱第35号

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）申請受付



# 申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

## ① 23区及び多摩地域の各市町村に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ、大企業が実質的に経営に参画（※1）していない次のいずれかの法人等であること。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

## ② 東京都からの営業時間短縮の要請の開始日（令和2年12月18日）より前から、酒類の提供を行う飲食店（※2）又はカラオケ店（※3）に関して必要な許認可等を取得のうえ運営し、23区又は多摩地域の各市町村において営業を行っていること。

## ③ 東京都からの営業時間短縮の要請期間（令和2年12月18日から令和3年1月7日まで、以下「要請期間」といいます。）の全ての期間において、次のいずれかに該当すること。

### （1）23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店

夜間時間帯（夜22時から翌朝5時までの間）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていた方で、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 東京都の要請に応じ、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）すること
- ② 東京都の要請に応じ、酒類の提供を終日行わないこと（※4）

### （2）23区及び多摩地域の各市町村のカラオケ店

顧客への酒類の提供の有無にかかわらず、夜間時間帯（夜22時から翌朝5時までの間）に営業していた方が、東京都の要請に応じ、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）すること

## ④ ガイドラインを遵守のうえ「感染防止徹底宣言ステッカー」を、申請した対象店舗において要請期間中に顧客が見やすい場所に掲示していること。

## ⑤ 店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有していること。

**⑥申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。**

(※1) 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配（例：(1)大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合、(2)大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有していると考えられること。

(※2) 営業の形態や名称の如何を問わず、顧客に酒類の提供を行っている飲食店を指します。

(※3) カラオケボックス、カラオケバーやカラオケパブなど、カラオケの機器を設置し、顧客がその機器を利用し、歌唱する場を提供する店舗を指します。

(※4) この場合に限り、営業時間に制限はありません（夜間時間帯も営業することが可能です）。

## 申請手続き等

### ①本協力金に関する問合せ先

本協力金の申請等に関する相談センターを開設しています。

**東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター**

（電 話）03-5388-0567

（受付時間）9時00分から19時00分まで

（土、日、祝日も開設しています。）

### ②本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分)のポータルサイト

本協力金のポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）から入手することができます。

（URL）<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/dec/index.html>

(2) 都関係機関等での配布

次の都関係機関等において入手することができます。

・都税事務所・支所 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>

・都内区市町村

### 3 申請書類

P3、P10～12に記載の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。なお、本協力金は、専門家による事前確認は必要ありません。

### 4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは協力金を支給します。本協力金の支給開始は2月上旬※未定を予定しています。

### 5 通知等

- (1) 申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象店舗名（屋号等）及び所在する区市町村名をご紹介します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関して通知いたします。
- (3) 一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関して通知いたします。

## その他

---

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を東京都に返金するとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求められる場合があります。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 東京都は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することができます。
- (4) 「申請書」、「誓約書」及び「口座振替依頼書」における、2次元コードは、書類の種類を識別し円滑に事務処理を行うために付してあります。

# よくあるお問合せ

## 対象者

### ○ 23区及び多摩地域の各市町村の飲食店・カラオケ店が対象になることですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

営業の形態や名称の如何を問わず、飲食店については、夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていた店舗が、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮する（終日休業を含む）か、あるいは酒類の提供を終日行わない場合に対象となります。

カラオケ店については、酒類の提供の有無にかかわらず、夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業を行っていた店舗が、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮する（終日休業を含む）場合に対象となります。

詳しくは、P1『協力金の対象となる23区及び多摩地域の各市町村の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店』をご覧ください。

### ○ 酒類の提供を夜22時までに短縮し、それ以降は酒類を提供せずに営業を継続する場合は協力金の対象となるのですか？

酒類の提供時間のみを短縮しても、協力金の対象とはなりません。朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮していただく必要があります。

### ○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮の要請に全面的に応じた中小企業・個人事業主等が受け取ることができます。

### ○ コンビニやスーパー・マーケットのイートインスペースについて、営業時間の短縮をした場合は、協力金の対象となりますか？

一般的には、イートインスペースは、店舗が酒類を「調理して提供」し、顧客が飲むことを前提としているため、今回の協力金に関しては「酒類の提供を行う飲食店」に該当せず、協力金の支給対象にはなりません。

## 対象期間

### ○ 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

要請を行う全期間（令和2年12月18日（金）から令和3年1月7日（木）まで）において、営業時間短縮（終日休業を含む）等に、ご協力いただく必要があります。一日単位の協力で協力金を支給するものではありませんので、ご注意ください。

## 申請手続き

### ○ 申請書はどこでもらえますか？

令和3年1月26日（火）からホームページで入手することができます。また、最寄りの都税事務所・支所、都庁第一本庁舎1階受付でも受け取ることができます。

### ○ 東京都の感染拡大防止協力金の第1回、第2回、8月実施分、9月実施分、11月28日～12月17日実施分の申請をしていませんが、申請できますか？

これまでの東京都の感染拡大防止協力金の申請状況にかかわらず、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）」を申請することができます。

## ○ 申請には、これまでの東京都の感染拡大防止協力金に提出した書類と同じ添付書類が必要ですか？

東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(8月実施分・9月実施分・11月28日～12月17日実施分)」で支給決定された店舗と本協力金で申請する店舗が同じであり、支給決定通知をお持ちの場合は、提出書類を簡素化できます。

4月・5月の休業等の要請に係る協力金の支給決定通知をお持ちであっても、8月実施分・9月実施分・11月28日～12月17日実施分の支給決定通知をお持ちでない場合は、初めて申請される方用の書類が必要になります。

## ○ 「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？

本協力金の対象要件として、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

## ○ 「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が1月26日以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。

## ○ 支給決定通知は届いていますが、指定口座への協力金の入金がありません。いつ、支給になりますか？

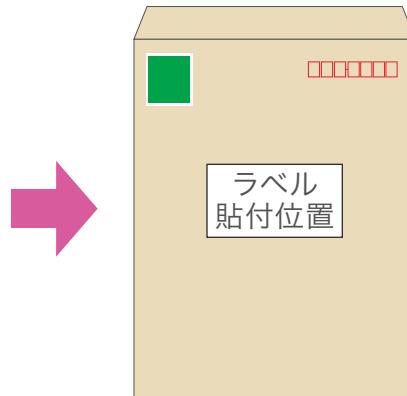
通帳等に表示される振込名義は「トサロウ.カケケイカ トウキヨト カケイカソリヨク スイトウカ」(ただし、表示される箇所まで)となりますので、今一度、ご確認をお願いします。

### 郵送申請用ラベル

【 送 付 先 】	〒130-8790 日本郵便株式会社 本所郵便局 私書箱第35号 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分) 申請受付	
	住所 〒  フリガナ   電話番号 氏名	
【 ご 依 頼 主 】		

### 【予備】

【 送 付 先 】	〒130-8790 日本郵便株式会社 本所郵便局 私書箱第35号 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分) 申請受付	
	住所 〒  フリガナ   電話番号 氏名	
【 ご 依 頼 主 】		



※住所・氏名・電話番号を記入のうえ、糊でしっかりと貼り付けてください。



東京都



東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) **03-5388-0567**

(受付期間) 9時から19時まで(土、日、祝日も開設しています。)